【諏訪市】軽自動車税(種別割)公益減免の要件及び添付書類

	納税義務者	対象となる軽自動車等	添付書類
1	社会福祉法第2条に規 定する社会福祉事業 を行う者	施設入所者の小・中学校への通学又は施設に通園する園児の送 迎に使用するもの	・車検証(写し) ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・運行経路図
		施設入所者の通院及び外出又は資材の購入等に使用するもの 施設利用者を送迎するために使用するもの	・車検証(写し) ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
		就労移行支援、就労継続支援を行う障害福祉サービス事業者 が、身体障がい者等に対し、生産活動用の原材料又は商品を無 料で運搬するために使用するもの	・車検証(写し) ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書 ・運行経路図
		施設を経営する障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定 障害者福祉サービス事業者又は指定障害者施設が所有し、支給 決定障害者等を当該施設へ送迎するために使用するもの	・車検証(写し) ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
2	使用者が非課税団体 である場合の所有者	所有者が受け取るリース料に軽自動車税(種別割)が含まれて いないもの	・車検証(写し) ・リース契約書(写し)
	特定非営利活動促進 法第2条第2項に規定 する者	特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動のために使用す るもの	
4	土地改良区 土地改良区連合会	土地改良事業の用に使用するもの	・車検証(写し)
	(一財)長野県交通安全 協会 これに準ずる者	交通安全の指導及び普及宣伝の用に使用するもの	・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
6	(公社)長野県防犯協会 連合会 これに準ずる者	地域防災又は地域防犯の用に使用するもの	
	道路交通法第99条第1 項に規定する指定自 動車教習所	自動車の運転に関する教習用に使用するもの	・車検証(写し) ・公安委員会が発行する指定書

※リース車両も減免の対象とします。但し、リース料に軽自動車税(種別割)が含まれていない場合に限ります。 ※添付書類については、一度提出があれば毎年の提出は不要です。但し、内容に変更があった場合は、該当書類の提出をお願いします。 ※リース車両については、リース契約期間終了等で再契約をした場合、リース契約書(写し)の提出をお願いします。